



春日部市プレミアム付電子商品券発行事業 取扱加盟店 募集要項兼利用規約

春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会

令和 8 年 4 月 1 日

【問合せ先】春日部市プレミアム付電子商品券事務局

コールセンター（加盟店専用）：050-3852-3613

Email：kasukabe-tenpo@tobutoptours.co.jp

専用 HP：<https://kasukabe-pureken.com/> *令和 8 年 6 月 1 日に開設いたします。

加盟店募集 HP：<https://www.syokokai.or.jp/syokokai/syowa/600/index.html>

営業日時：10:00～17:00 平日のみ（土・日・祝日、年末年始〈12月26日～1月3日〉休業）

【商工会議所・商工会連絡先】

春日部商工会議所 TEL：048-763-1122

庄和商工会 TEL：048-746-0611

9:00～17:00 平日のみ（土・日・祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉休業）

本冊子の適用関係

本冊子は、第1部「取扱加盟店募集要項」（以下「募集要項」という。）及び第2部「取扱加盟店利用規約」（以下「加盟店利用規約」という。）を一体として取りまとめたものである。

取扱加盟店は、本冊子の内容を確認し、同意のうえ申込みを行うものとする。

本冊子において、第1部と第2部の内容に差異がある場合は、第2部「取扱加盟店利用規約」の定めが優先する。

第1部 取扱加盟店募集要項

1. 目的

春日部市（以下「市」という。）では、物価高騰の影響を受けている市民の負担を軽減し、消費の下支えをすることを目的に「春日部市プレミアム付電子商品券」（以下「商品券」という。）を発行する「春日部市プレミアム付電子商品券発行事業」（以下「本事業」という。）を実施します。本募集要項兼利用規約は、本事業に参加する取扱加盟店（以下「加盟店」という。）の募集に関する事項を定めるものです。

2. 事業概要

(1) 名 称	春日部市プレミアム付電子商品券
(2) 発 行 者	春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会
(3) 発 行 総 額	15 億円（プレミアム分 5 億円を含む）
(4) 発 行 総 数	20 万セット
(5) 発 行 内 容	1 セット 7,500 円分（共通券 5,000 円分、専用券 2,500 円分）を 5,000 円で販売（プレミアム率 50 % 2,500 円分）
(6) 発 行 形 式	電子商品券（二次元バーコード決済システム）
(7) 申 込 期 間	令和 8 年 6 月 1 日（月）10:00 から令和 8 年 6 月 30 日（火）23:59（予定）
(8) 購 入 期 間	令和 8 年 7 月 21 日（火）10:00 から令和 8 年 8 月 20 日（木）23:59（予定）
(9) 使 用 期 間	令和 8 年 7 月 27 日（月）0:00 から令和 9 年 1 月 28 日（木）23:59（予定）
(10) 販 売 対 象 者	春日部市在住者
(11) 購 入 限 度	1 人あたり 4 セット（世帯上限なし）
(12) 販 売 方 法	専用アプリから事前申込制
(13) 使用可能店舗	事前に申込み、登録された市内の店舗（事業所）

3. 商品券の種類と加盟店の区分

(1) 商品券の種別と使用対象加盟店

本事業で発行する商品券の取扱いは、次のとおりとする。

- ・共通券：すべての加盟店で使用できる。
- ・専用券：売場面積 1,000 m²未満の加盟店でのみ使用できる。

(2) 加盟店区分の定義と判断基準

- ・売場面積が 1,000 m²以上の加盟店等は「専用券」の使用対象外（共通券のみ使用可能）となる。
- ・面積の算定にあたり、駐車場・バックヤード・事務所・倉庫等は含まない。
- ・該当性の判断に迷う場合は、市又は春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実

行委員会」という。)が個別に判断する。

- ・加盟店登録を希望する事業者は、申請時に売場面積 (m²) を申告する。実行委員会が必要に応じ資料提出を求める場合がある。加盟店は区分確定まで実行委員会の指示に従う。

4. 加盟店登録募集の概要

(1) 登録対象

春日部市内に店舗・事業所等を有し、本事業に参加を希望する事業者。複数店舗を有する場合は、原則として店舗ごとに登録する。

(2) 登録できない事業者 (主なもの)

- ・国及び地方公共団体
- ・通信販売、駐車場、自動販売機、訪問販売等の無店舗又は無人サービスにて営業する事業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業を行う事業者
- ・営業に必要となる官公庁等の適切な許認可 (食品衛生法、旅館業法、社宅宿泊事業法等で規定される許認可) を得ていない事業者
- ・政治的若しくは宗教的活動を目的とする事業者又は公序良俗に反する営業を行う事業者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として若しくは実質的に経営に関与している事業者又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有している事業者
- ・加盟店利用規約第6条各号に掲げる物品等の取扱い又は役務の提供のみを行う事業者
- ・その他前各号に類するもの又は社会通念上、電子券を使用する店舗として市又は実行委員会が適当と認めないもの

5. 申込手続き

(1) 申込方法

加盟店登録希望者は、「募集要項」、「加盟店利用規約」に同意のうえ、次のいずれかの方法により「春日部市プレミアム付電子商品券取扱加盟店登録申請書兼誓約書」(以下「加盟店登録申請書」という。)を提出してください。

① FAX : 048-642-3680

② 郵送 (郵便代金事業者負担) :

〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 JA 共済埼玉ビル8階
東武トップツアーズ(株)さいたま支店内
春日部市プレミアム付電子商品券事務局 宛

③ Mail : kasukabe-tenpo@tobutoptours.co.jp

※上記メールアドレスに加盟店登録申請書を添付

- ・本事業専用ホームページ : <https://kasukabe-pureken.com/>
(令和8年6月1日に開設いたします)



(2) 申込期間

① 1次締切 : 令和8年4月30日 (木) 必着

② 2次締切 : 令和8年5月31日 (日) 必着

③ 最終受付 : 令和8年12月10日 (木) まで (順次受付及び取扱加盟店キットを発送)

【ホームページ・アプリ・取扱加盟店一覧（冊子）への掲載時期について】

・ 1次締切：令和8年4月30日（木）までに登録を完了した店舗は、商品券の申込開始前までにホームページ・アプリに取扱加盟店として店舗名等を記載します。

・ 2次締切：令和8年5月31日（日）までに登録を完了した店舗は、商品券の申込終了時までに順次、ホームページ・アプリに取扱加盟店として店舗名等を記載します。

※2次締切までの登録加盟店は、市内公共施設等に設置予定の「取扱加盟店一覧（冊子）」にも店舗名等を記載します。

(3) 登録・確認：事務局が内容を確認のうえ登録を行うものとする。

(4) 虚偽・不備：規約違反等がある場合は、登録しない、又は登録を取消すことがある。

(5) その他

・ 取扱方法、換金方法等の詳細は、別途7月上旬に配布する「取扱加盟店マニュアル」による。

・ 募集要項、加盟店利用規約に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の登録取消、損害賠償金の発生等が生じた際は請求することがある。

・ 募集要項、加盟店利用規約に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市又は実行委員会がその都度対応を決定するものとする。

・ 本事業用にデザインされた商品券の肖像の利用を含む広報告知物の作成については事前に市又は実行委員会の承認を要する。

・ 市又は実行委員会の方針等により、内容が変更される可能性がある。

6. 加盟店の責務等

加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

(1) 使用者が使用期間中に商品券を提示したときは、商品券額面分の商品の販売又はサービス等の提供を行うこと。

(2) 取扱加盟店利用規約第6条（取扱対象外の取引）に定める使用対象外のものについて、商品券による取引を行わないこと。

(3) 使用者が商品券で購入した商品等を返品する際は、現金又は電子マネー等による返金は行わず、代替品等との交換による対応とすること。

(4) 加盟店であることが明確になるよう、ステッカー、二次元バーコード、ポスター等を使用者の見やすい場所に掲示すること。

(5) 不正使用の疑いがあるときは、商品券による決済を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を実行委員会にも報告すること。

(6) 商品券の取扱方法や確認用のマニュアル（操作画面見本等）について、商品券を取り扱うすべての担当者に周知し、適切な運営に努めること。

(7) 商品券の決済手順や管理画面の操作方法について、会計を取り扱うすべての担当者に周知し、適切な運営に努めること。

(8) 商品券は、返金、交換、譲渡及び売買を行うことができないものとし、盗難、紛失等の場合であっても再発行は行わないこと。

(9) 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができること。

(10) 自ら購入した商品券による直接換金、及び自らの事業活動に伴う仕入れ等への使用（自己取引）を行わないこと。

(11) 換金期限が過ぎた商品券の換金請求は行わないこと。

- (12) やむを得ない事情がない限り、商品券の使用期間中においては、継続して加盟店として特定取引を行うこと。
- (13) 加盟店は、登録事項に変更が生じた場合又は登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局又は実行委員会まで届け出ること。
- (14) 申込み内容や特定取引に疑義が生じた場合等は、実行委員会が行う調査に協力すること。
- (15) 「募集要項」、「加盟店利用規約」を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従い、本事業の円滑な運営に協力すること。

7. 加盟店情報の公開

加盟店は、加盟店名・所在地・業種等について、アプリ及び専用ホームページに掲載（公開）することに同意する。

8. 商品券取扱いの要点

商品券の取扱いに関する主な注意事項は次のとおりとする。詳細は第2部「取扱加盟店利用規約」及び実行委員会が別途定める「取扱加盟店マニュアル」等によるものとする。

【誓約事項】

本事業の加盟店登録申請にあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

- (1) 商品の販売又はサービスの提供を行うことなく、商品券の換金は行いません。
- (2) 商品券の使用対象外の商品に対し、商品券による支払いは受け付けません。
- (3) 商品券の転売、再流通はいたしません。
- (4) 商品券の偽造、悪用又は濫用はいたしません。
- (5) 商品券を紛失又は毀損した場合、すべて自己の責任において対応します。
- (6) 商品券の使用期間中（令和8年7月27日から令和9年1月28日）は加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中で辞退はいたしません。
- (7) 募集要項、加盟店利用規約及びマニュアル等に記載された内容を理解し、これらを遵守します。
- (8) 使用者との間で苦情や紛争が生じた場合は、自らの責任と費用において解決を図ります。
- (9) 実行委員会からの調査又は改善要請等があった場合には、速やかにこれに従います。
- (10) 店舗名、所在地、電話番号、業種等の情報が、ホームページやチラシ等に公表されることに同意します。
- (11) 4.(2)に記載の「登録できない事業者（主なもの）」ではありません。
- (12) 換金期限を経過した商品券の換金請求は、一切行いません。

第2部 取扱加盟店利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 取扱加盟店利用規約（以下「本規約」という。）は、春日部市（以下「市」という。）が実施する「春日部市プレミアム付電子商品券発行事業」（以下「本事業」という。）において、春日部市プレミアム付電子商品券（以下「商品券」という。）を取り扱う加盟店（以下「加盟店」という。）が遵守すべき事項を定め、適正な運営並びに加盟店と市及び「春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会」（以下「実行委員会」という。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とする。

2 商品券を発行する団体は市とし、本事業の管理運営は、市が委託した春日部商工会議所及び庄和商工会が組織する「実行委員会」が行うものとする。

3 本規約は、第1部「取扱加盟店募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき運用されるものとする。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「商品券」 市が発行する「春日部市プレミアム付電子商品券」をいう。
- (2) 「二次元バーコード」 加盟店を特定するための情報及び決済情報を記録した符号をいう。
- (3) 「使用者」 本事業において、商品券を用いて決済を行う個人をいう。
- (4) 「加盟店登録」 本事業において加盟店として承認され、識別番号を付され登録されることをいう。

(規約の適用及び変更)

第3条 本規約は、事業者が加盟店登録を完了し、実行委員会から店舗識別番号の交付を受けた時をもって効力を生ずる。

2 市及び実行委員会は、法令の改正、社会情勢の変化、システムの改修又は本事業内容の見直し等、合理的な理由がある場合において、本規約を変更することができる。この場合において、変更内容は本事業の専用ホームページ等への掲載をもって加盟店への通知とし、掲載した時点をもって効力を生ずるものとする。

第2章 加盟店登録及び取扱い

(加盟店登録)

第4条 加盟店となることを希望する者は、本規約及び「募集要項」に同意のうえ、実行委員会所定の方法により申込みを行い、実行委員会の承認及び識別番号の付与をもって登録されるものとする。

2 「募集要項」の「4. (2) 登録できない事業者（主なもの）」は、加盟店登録を行うことができない。

3 加盟店は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに実行委員会へ届出なければならない。

(加盟店の責務)

第5条 加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者が商品券を提示した場合、正当な取引である限り、額面又は表示価値どおりに受け入れること。
- (2) 不正使用又は疑わしい取引を認めた場合は、使用を拒否し、速やかに実行委員会に報告すること。
- (3) 市又は実行委員会が求めた調査又は報告要請に協力すること。
- (4) 事業の周知のため、実行委員会が指定するポスター等の掲示物を見やすい場所に掲出すること。
- (5) 本規約、「募集要項」、実行委員会の指示を遵守し、誠実に本事業に協力すること。

(取扱対象外の取引)

第6条 加盟店は、次の各号に掲げる取引に商品券を使用させてはならない。

- (1) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方せんが必要な医薬品の購入を含む。）
- (2) 出資及び債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス又は水道料金等）
- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 現金との換金又は金融機関への預入れ
- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (7) 土地又は家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払い
- (8) 特定取引に対する前払いのうち、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるのが令和9年1月28日を越えるものの支払い
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業において提供される役務
- (10) 特定の宗教若しくは政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するもの
- (11) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- (12) その他、前各号に類するもの、社会通念上、商品券の使用対象として市及び実行委員会が適当でないと認めるもの、又は各加盟店が独自に指定するもの

(商品券の使用及び取消し)

第7条 加盟店は、対象取引において二次元バーコードを提示し、使用者の決済操作により商品券による決済を受けるものとする。

2 加盟店は、決済時に使用者の端末画面上に表示される金額、店舗名及び決済完了の表示を確認しなければならない。

3 決済完了画面の表示をもって、加盟店と使用者との間の支払は完了したものとみなす。

4 加盟店は、誤決済に伴う取消しを行う場合、システム上の取消機能により行うものとし、現金による返金を行ってはならない。

5 当該決済分について本事業の精算処理が完了した後は、決済の取消しを行うことができず、商品券の払戻しを行うこともできないものとする。

(換金及び支払)

第8条 加盟店が受け取った商品券の決済代金は、システムにより自動的に集計される。

2 決済代金の換金は、実行委員会が定める期間内に行うものとする。振込先は、加盟店登録申請書において指定された銀行口座とする。ただし、申請書に記載の銀行口座に誤りがあった場合や利用が集中した場合には、精算が1サイクル以降となるものとする。

回数	集計基準日（自動集計）	振込日
1回目	7月27日(月) ～ 8月10日(月)	8月25日(火)
2回目	8月11日(火) ～ 8月25日(火)	9月9日(水)
3回目	8月26日(水) ～ 9月10日(木)	9月30日(水)
4回目	9月11日(金) ～ 9月25日(金)	10月13日(火)
5回目	9月26日(土) ～ 10月10日(土)	10月27日(火)
6回目	10月11日(日) ～ 10月25日(日)	11月10日(火)
7回目	10月26日(月) ～ 11月10日(火)	11月26日(木)
8回目	11月11日(水) ～ 11月25日(水)	12月9日(水)
9回目	11月26日(木) ～ 12月10日(木)	12月25日(金)
10回目	12月11日(金) ～ 12月25日(金)	1月12日(火)
11回目	12月26日(土) ～ 1月10日(日)	1月25日(月)
12回目	1月11日(月) ～ 1月28日(木)	2月16日(火)

3 換金に係る手数料は徴収しない。

4 加盟店は、振込金額等に疑義がある場合、当該振込日から起算して2週間以内に実行委員会へ異議を申し立てるものとする。期限を経過した異議申し立ては受け付けないものとする。

5 加盟店が誤って処理した取引等については、実行委員会が必要と認めた場合、代金の返還を求めることができる

（不正使用及び禁止行為）

第9条 加盟店は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 不正な方法により商品券を取得し、又は使用させること。
- (2) 商品券の複製、改ざん、偽造、又はこれらを第三者へ譲渡すること。
- (3) 虚偽の決済処理、又は架空取引。
- (4) 反社会的勢力への利益供与、又は協力行為。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市又は実行委員会が不相当と認める行為。

2 市又は実行委員会は、加盟店に対し調査又は是正を求めることができ、加盟店は速やかにこれに応じなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第10条 加盟店は、自己又はその関係者が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係企業

(3) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

(4) その他前各号に準ずる者

2 加盟店が前項の規定に違反した場合、市及び実行委員会は、催告を要せず加盟店登録を取り消すことができる。

(有効期間)

第11条 加盟店登録の有効期間は、登録日から本事業の終了日までとする。

2 本事業の終了に伴い加盟店契約が終了した場合、加盟店はこれによって生じた損害の補償を実行委員会等に請求することはできない。

(守秘義務)

第12条 加盟店は、本事業に関して知り得た情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 法令に基づき情報の開示を行う場合は、事前に、又は事後に遅滞なく市又は実行委員会へ通知するものとする。

(損害賠償)

第13条 加盟店は、本事業に関して市又は実行委員会に損害を与えたときは、その損害（弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負う。

2 加盟店と使用者、又はそれ以外の者との間で紛争が生じた場合、加盟店は自己の責任と費用において解決するものとし、市又は実行委員会に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 市及び実行委員会は、天災地変、戦争、法令の改廃、公権力の命令その他不可抗力により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 市及び実行委員会は、通信障害、システム障害その他の市及び実行委員会の責めに帰すことができない事由により加盟店に生じた損害（逸失利益、間接損害又は特別損害を含む。）について、賠償の責任を負わない。ただし、市又は実行委員会に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。

(協議)

第15条 本規約に定めのない事項、又は本規約の解釈について疑義が生じたときは、市、実行委員会及び加盟店が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

(準拠法及び管轄)

第16条 本規約の準拠法は日本法とする。

2 本規約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(施行期日)

附則 本規約は令和8年4月1日から施行する。

